

第5回教育委員会会議

令和6年3月22日
午後3時30分
本庁舎第10共通会議室

案 件

議案第36号

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

1 対象職員

教育委員会所管の学校園における会計年度任用職員

2 改正理由

人事院勧告を受け、国家公務員（非常勤職員を含む）において令和6年より、夏季休暇の取得可能期間が、7月から9月までの3か月間から、6月から10月までの5か月間に拡大された。学校園においても、働き方改革の取組みの一環として、柔軟で働きやすい環境づくりを行っていく必要があり、職員の心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を確保するという観点から、夏季休暇の取得可能期間の変更を行う必要があるため、改正を行う。

3 改正内容

規則第11条第1項第19号に、夏季休暇の変更となる取得期間を追加する。

4 施行期日

令和6年4月1日

議案第36号

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年大阪市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>[(1)～(18) 略]</p> <p>(19) 会計年度任用職員（4月1日から7月1日までの間に採用された職員に限る。）が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 同日から9月30日までの間（<u>当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の特別休暇の全部又は一部を取得することが困難であると認められる職員にあつては、6月1日から10月31日までの間</u>）において次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める日数を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>[ア・イ 略]</p> <p>[(20) 略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 [同左]</p> <p>[(1)～(18) 同左]</p> <p>(19) 会計年度任用職員（4月1日から7月1日までの間に採用された職員に限る。）が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 同日から9月30日までの間において次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める日数を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>[ア・イ 同左]</p> <p>[(20) 同左]</p>

[2 略]

[2 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。